

# 経費支出の決裁及び精算に関する規則

広島大学教職員組合

## (目的)

第1条 この規則は、組合規約細則第25条第2項の規定に基づき、組合の経費支出における決裁基準及び精算手続について定め、もって組合の適正な経費支出と円滑な運営に資することを目的とする。

## (対象)

第2条 組合の業務遂行のために必要な支出を組合の経費として処理する。

## (決裁基準)

第3条 法人税法上の固定資産（価額は税込額で適用する。また、リース契約の場合は現金購入額を対象とする）の購入は、執行委員会が決裁する。

2 新規の経費支出については、以下の決裁基準とする。

(1) 経費支出額が1件20万円以上（税込額。以下同じ）の場合は、執行委員会が決裁する。

(2) 経費支出額が1件10万円以上20万円未満の場合は、書記長が決裁する。

(3) 経費支出額が1件10万円未満の場合は、常勤職員の書記次長が決裁する。

3 経費支出額が予算と比較して差異がある場合の決裁基準は以下とする。

(1) 経費支出額が予算と比較して20万円以上増加する場合は、執行委員会が決裁する。

(2) 経費支出額が予算と比較して10万円以上20万円未満増加する場合は、書記長が決裁する。

(3) 経費支出額が予算と比較して10万円未満増加する場合、または、経費支出額が予算と比較して減少する場合は、常勤職員の書記次長が決裁する。

4 予算外の経費支出の場合は、以下の決裁基準とする。

(1) 予算外経費支出額が1件10万円以上の場合は、執行委員会が決裁する。

(2) 予算外経費支出額が1件5万円以上10万円未満の場合は、書記長が決裁する。

(3) 予算外経費支出額が1件5万円未満の場合は、常勤職員の書記次長が決裁する。

5 前各号以外の経費支出は、常勤職員の書記次長が決裁する。

## (経費支出手続)

第4条 経費支出については、事前に決裁者の承認を得て行なうものとする。

2 経費支出にあたって、経費支出額が未定で、かつ、必要がある場合は、決裁者の承認を得て仮払いをすることができる。

3 第1項にかかわらず、1万円までの少額な経費支出で、止むを得ない事由により決裁者の事前承認を得ることができない場合は、事後に決裁者の承認を得ることができる。

4 緊急の案件で、事前に執行委員会の承認を得ることができない場合、執行委員長または書記長は当該案件について専決することができる。ただし、この場合、事後すみやかに執行委員会の承認を得なければならない。

(精算手続)

第5条 経費支出を行なった場合は、原則として、支出後14日以内に領収証等の必要書類を書記局へ提出し、精算しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、止むを得ない事由により経費支出後14日以内に精算することができない場合は、常勤職員の書記次長の承認を得て、経費支出後2カ月以内に精算することができる。
- 3 前2項にかかわらず、業務上の必要から私有物を使用して継続的な経費支出を行なう場合は、あらかじめ常勤職員の書記次長の承認を得て、経費支出後6カ月以内に精算することができる。

(決算時の精算)

第6条 前条にかかわらず、一事業年度の経費として確定している経費支出については、当該事業年度末日から20日以内に精算を行なわなければならないものとする。

(解釈)

第7条 この規則の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会が決定する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、執行委員会が行なう。

付則

1. この規則は2010年10月1日より施行する。

(注) ①法人税法上の固定資産とは、取得価額が20万円以上(税別)、かつ、耐用年数が1年以上のもの(ソフトウェア等の無形資産を含む)を言う。(厳密には異なるものあり)

②書記次長の上位者である書記長は、書記次長の決裁を代行することができる。